

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示(二件)
  - ……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 公共測量の実施(四件)
  - ……(都市整備局都市基盤部調整課)……二
- 公共測量の終了(三件)
  - ……(同)……三
- 建築基準法による道路位置の指定
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……三
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し
  - ……(同)……三
- 建築基準法による一団地の区域
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……三
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域
  - ……(同)……四
- 平成二十一年東京都告示第九百八十八号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第一項及び第四条の十三第二号の規定により知事が別に定める発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に定める発電)の一部改正
  - ……(環境局都市地球環境部総量削減課)……四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
  - ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除
  - ……(同)……五

- 都道の区域変更
  - ……(建設局道路管理部路政課)……六
- 都道の供用開始
  - ……(同)……八

### 告示(選)

- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第四百三十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
  - ……九
- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第三百三十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
  - ……九
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第二百二十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
  - ……九
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第二百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
  - ……一〇

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
  - ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……一〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
  - ……(同)……二
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出
  - ……(下水道局)……三

## 告 示

### ●東京都告示第千四百四十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年
商号	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	免許証番号	免許年
バンドウ商事株式会社	代表取締役 坂東 康博	渋谷区神山町二番八号	(10)第三七七六八号	平成十四年十一月二日

株式会社アイワ	代表取締役 角保 育伸	文京区千石四丁目七番二号	九三三九号	平成十二年九月二日
---------	----------------	--------------	-------	-----------

株式会社マスタープランニング	代表取締役 飯田 晃司	渋谷区代官山町十六番一号	(1)第九四二二六号	平成十四年五月十八日
----------------	----------------	--------------	------------	------------

### ●東京都告示第千四百四十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年
商号	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	免許証番号	免許年
有限会社三恵ドゥウエル	取締役 南 詠周	杉並区阿佐谷南二丁目十二番七号	(2)第八六六〇六号	平成十三年十月十三日

NSレジデンシヤ	代表社員 スターアイ	板橋区仲町三十七番二	(1)第九二九	平成十三年
----------	---------------	------------	---------	-------

ル合同会社 株式会社 号 七九号 五月十日

株式会社 代表取締役 千代田区一 東京都知事 平成二  
 スペース 松本 幸一 番町二十二 (1)第九三八 十四年  
 ・アシス 郎 番地一 一 四五号 二月三  
 ト 番町セント ラルビルデ ینگ

●東京都告示第千四百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷  
 区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(500レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年三月二十七日まで

●東京都告示第千四百五十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都  
 知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 小笠原村父島字長谷地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月二十六日から平成二十七年一月三十日まで

●東京都告示第千四百五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田  
 区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区富士見二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月二十日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第千四百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区  
 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同  
 条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 足立区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月十四日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千四百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷  
 区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(500レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月二日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千四百五十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、南池袋  
 二丁目B地区市街地再開発準備組合理事長から次のように  
 測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定に  
 より告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 南池袋二丁目B地区市街地再開発準備組  
 合
- 二 測量の種類 公共測量(土地区画整理事業)

三 測量の区域 豊島区南池袋二丁目地内  
 四 測量の期間 平成二十六年五月二十七日から同年七月一日まで

●東京都告示第千四百五十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）
- 三 測量の区域 練馬区土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目及び高松六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月十五日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千四百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の位置  
 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十六年九月十日  
 昭島市朝日町一丁目千二百五番十一の第一部  
 延長 一一・三一  
 幅員 四・五〇

同右  
 平成二十六年九月十九日  
 東大和市新堀一丁目千五百十四番三の第一部、同番四、同番七の第一部、同番八並びに千五百十五番及び千五百十八番三の各一部、同番五、同番六の一部、千五百十八番八並びに千五百二十二番及び千五百二十三番一の各一部  
 延長 五二・六四  
 幅員 四・〇〇、四・〇〇、六・〇三

同右  
 平成二十六年九月二十二日  
 羽村市川崎四丁目二百四十七番九の一部  
 延長 二八・六五  
 幅員 四・五〇

同右  
 平成二十六年九月二十六日  
 昭島市田中町二丁目三百六十八番八  
 延長 三七・三四  
 幅員 四・〇〇

同右  
 平成二十六年九月二十九日  
 東大和市中央二丁目五百五十五番九の第一部、同番十三、五百六十一番  
 延長 一五・一六  
 幅員 六・〇〇

八の一部及び同番十八  
 延長 一・〇〇  
 幅員 一七・九七

同右  
 平成二十六年十月三日  
 昭島市緑町二丁目三千二百二十六番一及び三千二百二十八番一の各一部  
 延長 四・五〇  
 幅員 五・〇〇

●東京都告示第千四百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類  
 取消年月日  
 取消しに係る道路の位置  
 取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十六年十月九日  
 昭島市緑町三丁目二千二百六十七番十二  
 延長 一四・三五  
 幅員 四・二〇

●東京都告示第千四百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成二十六年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東久留米市金山町一丁目千四番一か 平成二十六年十  
ら同番五まで、千四番七から同番十 月七日  
二まで、千五番一の一部、千五番三  
及び千十四番六の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花  
小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千四百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条  
第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に  
より一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧  
に供する。

平成二十六年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

清瀬市松山三丁目千十八番一並びに 平成二十六年十  
同番三百五及び千六十三番二の各一 月十日  
部並びに同番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花

小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千四百六十号

平成二十一年東京都告示第九百八十八号(都民の健康と  
安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第  
一項及び第四条の十三第二号の規定により知事が別に定め  
る発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に  
定める発電)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 舩添 要 一

一中「(以下「太陽光発電等」という。)」を削る。  
二中「(以下「特定小水力発電」という。)」を削る。  
三中「(以下「特定バイオマス発電」という。)」を削  
る。  
四を削り、五を四とする。

附則

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。  
2 この告示の施行の日前に行われた発電については、な  
お従前の例による。

●東京都告示第千四百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十八日

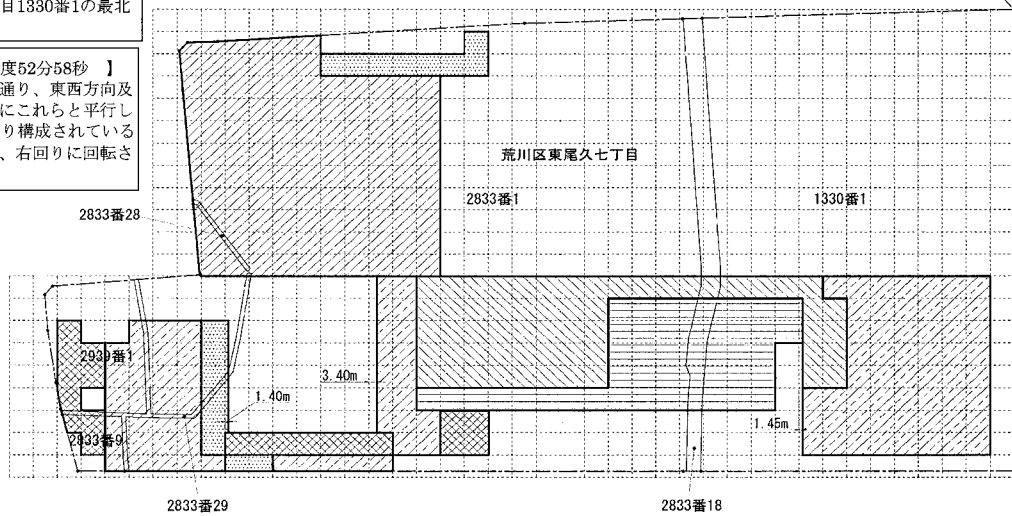
東京都知事 舩添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久  
七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化  
合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素  
及びその化合物並びにベンゼン  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物

**【支点】**  
支点は、荒川区東尾久七丁目1330番1の最北端とする。

**【格子の回転角度 : 87度52分58秒】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



- 【凡例】**
- : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第1484号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第297号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第859号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第986号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1411号により指定した区域)
  - : 単位区画境界線
  - : 敷地境界
  - : 筆境界
  - : 調査対象地

●東京都告示第千四百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第四十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十八日

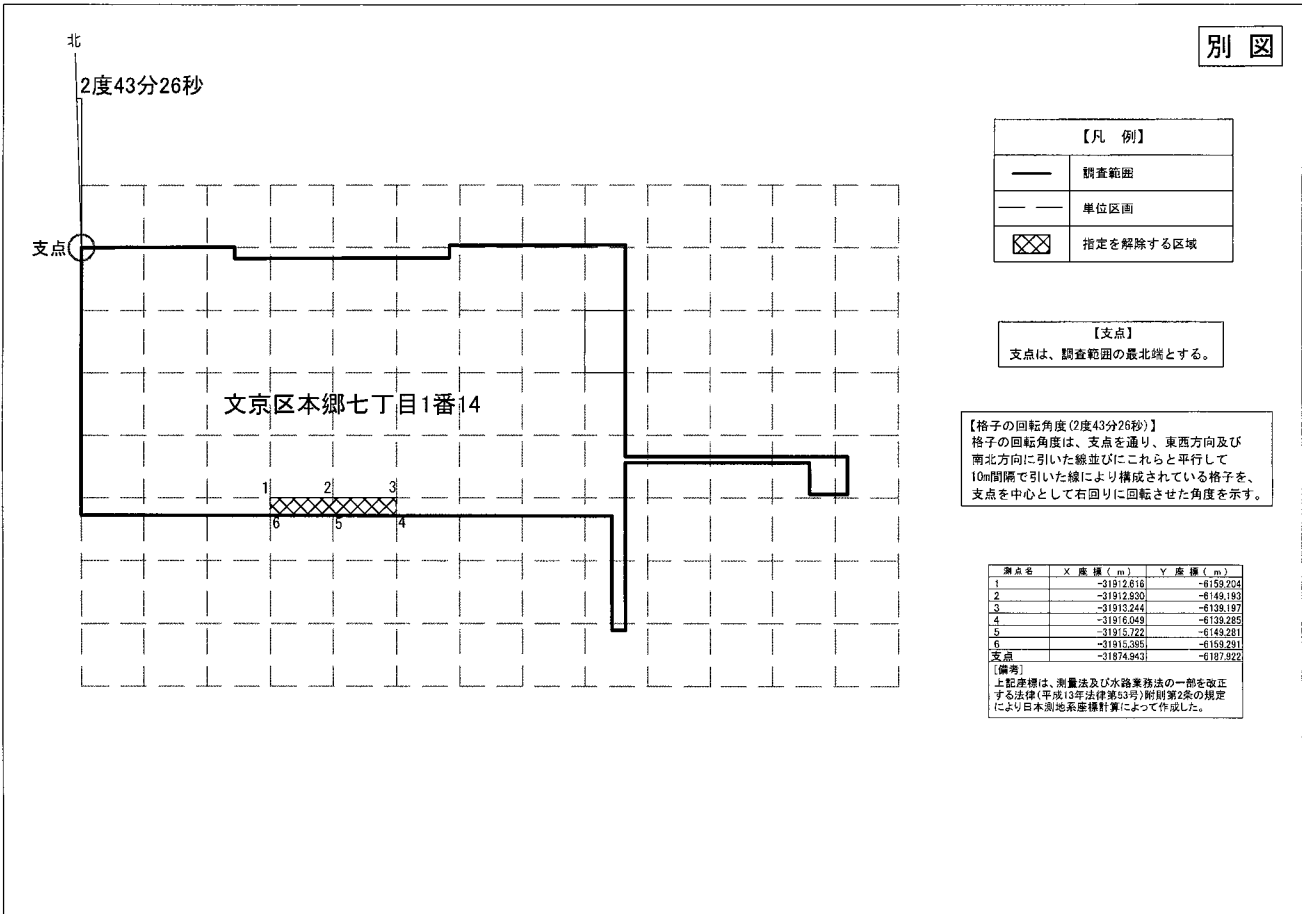
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区本郷七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 舛添要一

一 路線名 新宿国立

二 変更の区間 府中市西原町三丁目二十六番二地先から  
国立市富士見台一丁目三十六番六地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

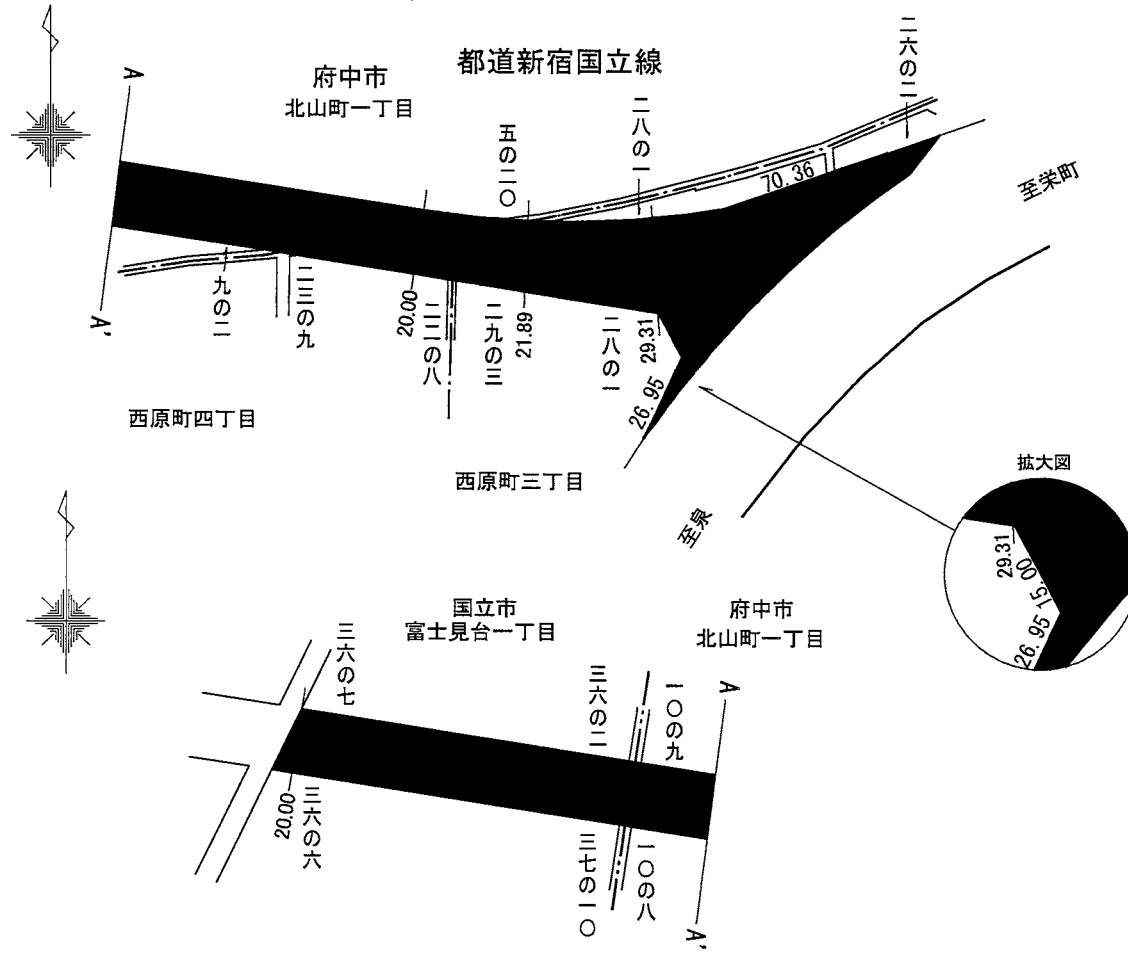
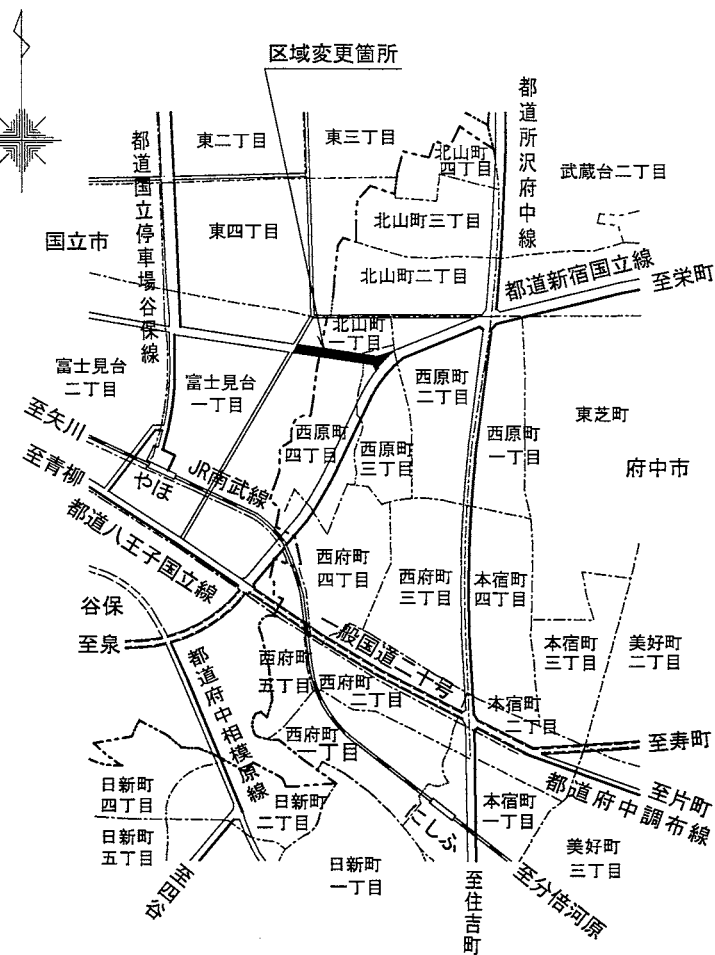
別図

都道新宿国立線区域変更略図

府中市西原町三丁目～国立市富士見台一丁目

一般国道  
 都道  
 市道  
 編入区域  
 延長  
 面積  
 計画線

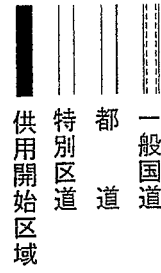
三九五・一二メートル  
八、四〇四・五九平方メートル



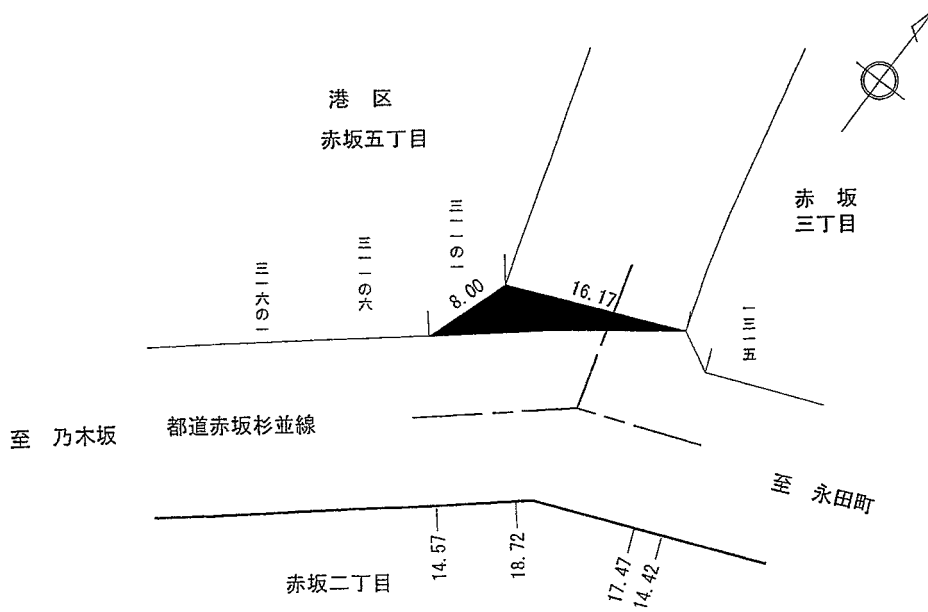
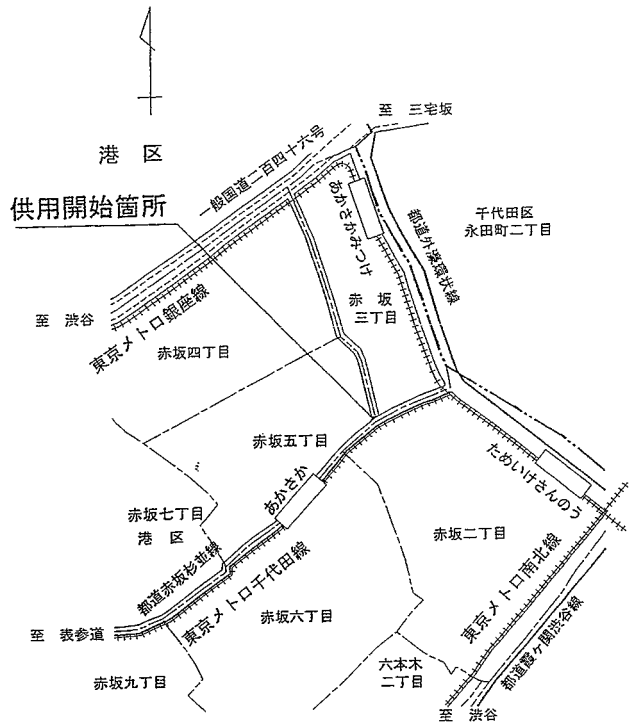
●東京都告示第千四百六十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十六年十月二十八日から起算し

別図

都道赤坂杉並線供用開始略図  
 港区赤坂三丁目～赤坂五丁目



延長 二二・三一メートル  
 面積 四五・五七平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
 する。  
 平成二十六年十月二十八日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 赤坂杉並

二 供用開始の区間 港区赤坂三丁目千三百十五番地先から同区赤坂五丁目千三百十一番一地先まで  
 三 供用開始の概要 別図表示のとおり  
 四 供用開始の期日 平成二十六年十月二十八日



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、鈴木章浩後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百四十三号)の一部を次のように訂正する。

平成二十六年十月二十八日

東京都選挙管理委員会

鈴木章浩後援会の部1収入総額の項中「5,013,000」を「6,446,855」に改め、同部2支出総額の項中「5,013,000」を「6,446,855」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「鈴木章浩杯ソフトボール大会」を「鈴木章浩杯ソフトボール大会」に改め、同部4支出の内訳の項中「5,013,000」を「6,446,855」に改め、

「寄附・交付金」を「寄附・交付金」に  
「寄附・交付金」を「寄附・交付金」に  
その他の経費  
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、鈴木章浩後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号)の一部を次のように訂正する。

平成二十六年十月二十八日

東京都選挙管理委員会

鈴木章浩後援会の部1収入総額の項中「7,683,500」を「8,898,155」に改め、同部2支出総額の項中「7,683,500」を「8,898,155」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「都政報告会2011」を「都政報告会2011」に改め、同部4支出の内訳の項中「7,683,500」を「8,898,155」に改め、同部5収入の内訳の項中「借入金」を「借入金」に改め、

「寄附・交付金」を「寄附・交付金」に  
「寄附・交付金」を「寄附・交付金」に  
その他の経費  
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、民主党東京都第九区総支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号)の一部を次のように訂正する。

平成二十六年十月二十八日

東京都選挙管理委員会

民主党東京都第九区総支部の部1収入総額の項中「6,376,601」を「13,776,601」に、「6,370,000」を「13,770,000」に改め、同部2支出総額の項中「6,376,601」を「13,776,601」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「借入金」を「借入金」に

「寄附の総額」を「寄附の総額」に

政党匿名分を除く寄附の額

政治団体からの寄附

借入金

改め、同部4支出の内訳の項中「567,310」を「7,967,310」に改め、

「寄附・交付金」を「寄附・交付金」に

「寄附・交付金」を「寄附・交付金」に

その他の経費

改め、同部5資産の内訳の項中

「5 資産の内訳」を「5 資産の内訳」に

借入金

(借入先)

(借入残高)

円

本内たかたね後援会

「5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)」を「5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)」に

(寄附者)

(政治団体からの)

(金額)

円

本内たかたね後援会

(事務所の所在地)

練馬区

7,400,000

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第十六選挙区支部、木内たかね後援会及び鈴木章浩後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。

平成二十六年十月二十八日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第十六選挙区支部の部1収入総額の項

中「44,985,000」を「44,625,000」に改め、同部2支出総額の項中「34,474,414」を「34,114,414」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「27,740,000」を「27,380,000」に、「10,650,000」を「10,290,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「水穂興業(株)	60,000	江戸川区	を
「(株)東京葬祭	60,000	江戸川区	を
「水穂興業(株)	60,000	江戸川区	を
「(株)ヤマノチ	100,000	江戸川区	を
「(株)フジムラ	300,000	江戸川区	を
「(株)ヤマノチ	100,000	江戸川区	を

改める。

木内たかね後援会の部1収入総額の項中「37,044,012」を「44,444,012」に、「37,043,000」を「44,443,000」に改め、同部2支出総額の項中

「36,733,081」を「44,133,081」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「21世紀新政策研究会（12/18）」を「21世紀新政策研究会（12/18）」を  
4,200,000  
4,200,000

その他の収入  
7,400,000

1件 10万円以上のもの  
7,400,000

金銭以外のものによる寄附相当分  
7,400,000

改め、同部4支出の内訳の項中「13,289,944」を  
「20,689,944」に

「調査研究費」を  
40,928

「調査研究費」を  
40,928

「調査研究費」を  
40,928

「調査研究費」を  
40,928

「調査研究費」を  
40,928

改め、同部から7資産の内訳の項を削る。

鈴木章浩後援会の部1収入総額の項中「8,558,000」を  
「8,930,000」に改め、同部2支出総額の項中「8,558,000」  
を「8,930,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「都政報告会2012」を  
8,558,000

「都政報告会2012」を  
8,558,000

借入金  
372,000

借入金  
372,000

鈴木章浩  
372,000

改め、同部4支出の内訳の項中「8,558,000」を  
「8,930,000」に

「寄附・交付金」を  
4,943,476

「寄附・交付金」を  
4,943,476

「寄附・交付金」を  
4,943,476

「寄附・交付金」を  
4,943,476

その他の経費  
372,000

改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ベトナム子ども基金

三 代表者の氏名  
近藤 昇

四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区本駒込二丁目十二番十三号 アジア文化

五 定款に記載された目的  
この法人は、経済的理由等により教育を受ける機会に恵まれないベトナムの子どもたちに対して、奨学金を支給し、また教育施設を整備・改修し、教育環境を改善することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人夢織工房</p> <p>三 代表者の氏名 小林 修</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区千駄木二丁目十八番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、社会福祉に関する幅広い分野で調査研究、情報発信を行うと共に、障がい者、高齢者に対して適切な生活支援を行う事により、福祉の増進、社会教育の推進、多様な文化の振興、障がい者の職業能力の開発・拡充に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やすらぎ</p> <p>三 代表者の氏名 樺 晴夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市東浅川町五百十五番地一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、次のことを目的とする。</p> <p>(1) 障害者総合支援法により定められたグループホームの運営事業を通じて、障害を持った人たちが、24時間</p>	<p>安心してくらせて、地域の一員として生活できる場所を提供することと、障害を持った人たちがグループホームで働くことができるように教育・指導・援助をすることで、福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 介護保険法に基づく訪問介護事業の運営を通じて、介護を必要とする人たちの福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(3) 社会福祉法に基づく地域生活支援事業の運営を通じて、地域生活での福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人水と意識と歴史の研究会</p> <p>三 代表者の氏名 仙北谷 光霊</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区坂町二十六番地二〇五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外を問わず、広く一般市民を対象として、歩行法・呼吸法・整体法の普及と啓発、スキー・スノーボードを通じた生涯スポーツの普及、生活環境向上のアドバイスを通じて、人々の健康的な生活の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月八日</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人渋谷・青山景観整備機構</p> <p>三 代表者の氏名 井口 典夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区北青山三丁目五番十二号 青山クリスタルビル九F チェスナットコンサルティング(株)</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、景観法・都市計画法や地方自治法など都市整備・まちづくりに関する諸制度・政策の精神に則り、学術研究機関・行政・住民・地域団体・企業等と連携・協働しつつ、渋谷・原宿・青山地区を始め、目的を同じくする他地区において、美しい街並みや景観等の保全と創造、それを支える街のルールづくりと運営、および関連の情報発信・調査研究・社会実験・計画立案・提言・合意形成支援等を行うこととで「美しい国づくり」「都市再生」「観光立国」の実現を目指し、広く一般市民の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>
---	---	---

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人活生ライフ</p> <p>三 代表者の氏名 永谷 安賢</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区西神田二丁目五番六号 中西ビル四階</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、広く一般市民を対象とし、日本の高齢化社会の中で、高齢者の暮らしを守り真に豊かな生活を実現できる社会とするため、人間として、死後に家族や周囲の人々に迷惑を掛けたくないという明確な本人の意思を完全実現し、尊厳ある死の事前準備と死後の事務手続きを支援することによって、本法人で仲間意識と帰属意識のコミュニティを保ち高齢者と社会福祉の安心と増進に寄与する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日越振興協力会</p> <p>三 代表者の氏名 原 靖</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市南陽台二丁目十六番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、現在日本に在留している、または、これから日本に来日する予定の全てのベトナム人に対し、日本における生活や精神的な負担を軽減するための相談・支援を行うとともに、ベトナム人と企業等の事業提携やベトナム人の就職支援を行い、両国の経済・農業等の振興に務めることを目的とする。また、在留ベトナム人と他の外国人を含む地域住民との交流を通じて、相互の理解と友好関係を促し、住民との良好な社会環境づくりに寄与する活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アルマ</p> <p>三 代表者の氏名 竹本 由実子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都葛飾区細田五丁目十一番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に、動物の愛護及び虐待防止並びに遺棄される動物の保護活動を支援する活動の一環として、動物の保護・新しい飼い主探し支援事業、動物への保護支援事業、動物の保護等に関する講演会開催事業、調査研究事業、普及啓発事業及び同じ目的を持つ多くの方々との連携を図ることで、動物の愛護を通じた生命の大切さを理解し、地域安全と青少年の健全育成につながる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人恵まれない子供たちの為の日本青年学習支援団体JOYFUL</p> <p>三 代表者の氏名 S A T O D I V I N A L I Z A M I N G L A N A (佐藤 デイビナ リザ)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市木曽西一丁目一番十八号 佐藤ビル二〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は国内外の恵まれない環境にいる子供たちに学習支援活動を行うものとする。</p> <p>(1) 日本の若者たちに貧困、恵まれない環境にいる子供たちが学習の機会を得ることの幸せ、一生懸命勉強に励むための勇気づけを通じてこの問題への関心を広げて行く。</p> <p>(2) チャリティへの意識向上、普及、恵まれない子供たちへの援助。</p> <p>(3) 学校、児童養護施設への教科ごとの講師派遣、子供たちへの放課後及び休日、英語力向上のため英会話レッスンの活動。</p> <p>(4) フィリピン共和国シヤルガオ島リベルタッド村の恵まれない子供たちへの支援活動。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人恵まれない子供たちの為の日本青年学習支援団体JOYFUL</p> <p>三 代表者の氏名 S A T O D I V I N A L I Z A M I N G L A N A (佐藤 デイビナ リザ)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市木曽西一丁目一番十八号 佐藤ビル二〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は国内外の恵まれない環境にいる子供たちに学習支援活動を行うものとする。</p> <p>(1) 日本の若者たちに貧困、恵まれない環境にいる子供たちが学習の機会を得ることの幸せ、一生懸命勉強に励むための勇気づけを通じてこの問題への関心を広げて行く。</p> <p>(2) チャリティへの意識向上、普及、恵まれない子供たちへの援助。</p> <p>(3) 学校、児童養護施設への教科ごとの講師派遣、子供たちへの放課後及び休日、英語力向上のため英会話レッスンの活動。</p> <p>(4) フィリピン共和国シヤルガオ島リベルタッド村の恵まれない子供たちへの支援活動。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人恵まれない子供たちの為の日本青年学習支援団体JOYFUL</p> <p>三 代表者の氏名 S A T O D I V I N A L I Z A M I N G L A N A (佐藤 デイビナ リザ)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市木曽西一丁目一番十八号 佐藤ビル二〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は国内外の恵まれない環境にいる子供たちに学習支援活動を行うものとする。</p> <p>(1) 日本の若者たちに貧困、恵まれない環境にいる子供たちが学習の機会を得ることの幸せ、一生懸命勉強に励むための勇気づけを通じてこの問題への関心を広げて行く。</p> <p>(2) チャリティへの意識向上、普及、恵まれない子供たちへの援助。</p> <p>(3) 学校、児童養護施設への教科ごとの講師派遣、子供たちへの放課後及び休日、英語力向上のため英会話レッスンの活動。</p> <p>(4) フィリピン共和国シヤルガオ島リベルタッド村の恵まれない子供たちへの支援活動。(以上原文のまま掲載)</p>

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東南アジアの障害児に車椅子を贈る会

三 代表者の氏名

春田 文夫

四 主たる事務所の所在地

東京都葛飾区鎌倉三丁目六番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、東南アジアの貧しい家庭の障害をもった子ども達の中で、車椅子を必要とする子ども達に車椅子を贈ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十六年十月二十八日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十六年九月九日	四七二七	オカモト株式会社	町田市高ヶ坂八丁目十番地二	町田市高ヶ坂八百十番地二

同月十日 二〇一七

武蔵野工業株式会社 千代田区麴町三丁目一七番一號 目黒区東山一丁目二番七號 第四十四興和ビル

同月三十日 四四四三

有限会社 練馬区大泉 村瀬設備 学園町四丁目十番九号 練馬区下石神井三丁目二十番七号

二 商号又は名称を変更した事業者

受理年月日 指定番号

新商号又は名称 旧商号又は名称 事業所所在地

平成二十六年九月二十九日	四五六一	株式会社 丹野設備工業所東 京支店	株式会社 丹野設備工業所東 京支店	千代田区飯田橋二丁目九番七号 東西館ビル 四〇一號
--------------	------	-------------------	-------------------	---------------------------

三 代表者を変更した事業者

受理年月日 指定番号

商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

平成二十六年九月九日	三三五五	三信電設株式会社	高村 靖	高村 弘男
同日	三四七〇	株式会社 合田水道工業	合田 桂一	合田 収

平成二十六年九月十日	二〇一七	武蔵野工業株式会社	佐藤 真吉	反町 研一
------------	------	-----------	-------	-------

同日	三二一〇	株式会社 磯野商事 東京支店	磯野 孝	磯野 嘉則
----	------	----------------	------	-------

平成二十六年	二四七八	鈴建工業株式会社	鈴木 慎治	鈴木 芳男
--------	------	----------	-------	-------

九月十二日

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号(代)

郵便番号  
112-0002